

『平成18年度施策実施状況調書』

施策名	(施策10) 行政評価・監視の実施			担当部局名	行政評価局 総務課	
施策の概要	<p>行政評価・監視は、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省(行政評価局)が、主に合規性、適正性、効率性(能率性)等の観点から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき、各府省に対して勧告等を行うことにより、行政制度・運営の改善を図るものである。</p> <p>このため、①勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合、②勧告等に基づく関係府省の行政運営の具体的な見直し・改善事例を指標として設定した。</p>					
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度	15年度	16年度	17年度
	行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合	90%	17年度	(回答)		
				(その後の改善措置状況)	91.1%	89.2%
具体的な見直し・改善事例	—	—	別紙2参照			
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	該当なし				
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要			
		行政評価・監視の実施	<p>今後3年間に実施する予定のテーマ等を盛り込んだ「行政評価等プログラム」を定め、重点的かつ計画的に行政評価・監視を実施。また、国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等については、機動的に行政評価・監視を実施</p> <p>なお、平成17年度には、「自殺予防」、「鉄道交通の安全」、「国等の債権管理」等のテーマについて行政評価・監視を実施</p>			
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要			
該当なし						
(業務改善への取組状況)						
本施策に関する課題等の状況	国民の安全・安心の確保、構造改革の推進等の政府の重要行政課題の解決の促進、簡素で効率的な行政の確保等に向けた、重点的かつ計画的な行政評価・監視の実施			予	制	事
	国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等についての機動的な行政評価・監視の実施			予	制	事
<p>ア 評価書のとりまとめに活用</p> <p>三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の高崎正有氏の意見(平成18年6月26日)</p> <p>a 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績評価書の内容について、よく整理されているとの評価があった。 						

『平成18年度施策実施状況調書』

本施策に関する 専門家の意見等	<ul style="list-style-type: none">・「主な指標の状況」欄の「行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合」の状況については、5年間分を別紙において記載しているが、見やすさの観点から、直近の3年間分のデータは調書本体にも記載すべきではないか等の意見があった。<ul style="list-style-type: none">b 対応 指摘を踏まえ、調書本体に3年間分のデータを記載する等の修正を行った。イ 今後の評価書作成に活用 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の高崎正有氏の意見(平成18年6月26日)<ul style="list-style-type: none">a 意見 政策・施策を評価するに当たり、既存の指標が十分達成できている状況が続いていることにかんがみ、効率性の観点からの指標等、既存のものとは異なる指標の設定も検討してはどうかとの指摘があった。<ul style="list-style-type: none">b 対応 指摘を踏まえ、今後の指標設定の際に検討。
本施策に関する 主な資料	<ul style="list-style-type: none">○勧告・回答対照表(平成13年度～17年度受領分)○勧告・その後の改善措置状況に係る回答対照表(平成13年度～17年度受領分) http://www.soumu.go.jp/hyouka/kohyo_f.htm

行政評価・監視に係る勧告等に基づく

関係府省の行政運営の見直し・改善の割合

平成17年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況」について、指摘事項数（見直し・改善を指摘した事項数）に占める改善事項数（関係府省において改善が講じられた事項数）の割合をみると、表1のとおり、目標値90.0%に対して、「回答」では、94.1%、「その後の改善措置状況」では、98.6%となっており、いずれも目標値を上回っている。

表1 平成17年度における改善事項数の割合

区分	指摘事項数	改善事項数			目標値
		改善検討中 事項数	改善困難 事項数	改善事項数	
回答	238 (100.0%)	14 (5.8%)	0 (0.0%)	224 (94.1%)	90.0%
その後	146 (100.0%)	2 (1.4%)	0 (0.0%)	144 (98.6%)	

(注) 表中、()内は、全指摘事項数に占める割合を表す。

なお、勧告等に基づく改善措置を講ずるために要する時間が行政分野により異なるので、経年比較は困難な面もあるが、参考までに平成13年度から17年度までの改善事項数の割合をみると、表2のとおり、「回答」、「その後の改善措置状況」とも、各年度90%前後となっている。

表2 平成13年度から17年度の改善事項数の割合

年度	回答				その後の改善措置状況			
	指摘事項 数	改善事項数			指摘事項 数	改善事項数		
		改善検討 中事項数	改善困難 事項数	改善事項 数		改善検討 中事項数	改善困難 事項数	改善事項 数
17年度	100.0%	5.8%	0.0%	94.1%	100.0%	1.4%	0.0%	98.6%
16年度	100.0%	10.8%	0.0%	89.2%	100.0%	4.6%	0.0%	95.4%
15年度	100.0%	8.9%	0.0%	91.1%	100.0%	3.6%	0.0%	96.4%
14年度	100.0%	10.9%	0.0%	89.1%	100.0%	10.5%	0.1%	89.4%
13年度	100.0%	19.4%	0.0%	80.6%	100.0%	2.8%	0.0%	97.2%

具体的な見直し・改善事例（平成17年度）

区分	行政評価・監視名	主な勧告（通知）事項	主な改善実績
国民の安全、安全の確保	○化学物質の排出の把握及び管理に関する行政評価・監視	○関係省庁は、化学物質の排出量等届出の励行を確保する観点から、未届出事業者については、都道府県等に対し、必要な助言を行うこと。	○関係省庁は、未届出事業者を把握し、次年度に届出が行われるよう督励に努めるよう、都道府県等の担当部局宛に平成17年7月に事務連絡文書を通知。
経済活動の活性化	○産業活動活性化に関する行政評価・監視—中小企業に係る経営革新・創業の推進を中心として—	○文部科学省及び経済産業省は、承認TLO（技術移転実施機関）における特定研究成果の民間事業者に対する移転を促進できるような仕組みの整備・改善を行い、活動が低調なTLOに対し、指導及び助言すること。	○勧告の趣旨を踏まえつつ、経済産業省及び文部科学省は、平成17年5月、承認TLOによる特定研究成果の民間事業者に対する移転を促進するために必要な取組等を取りまとめた。
機構・定員の合理化、歳出削減、経費の効率化等	○年金に関する行政評価・監視—国民年金業務を中心として—	○厚生労働省は、職員を適材適所で活用することによる業務能率の向上及び職員の適正配置等の観点から、速やかに社会保険庁（本庁）・社会保険事務局相互間、社会保険事務局相互間における人事交流の拡大に着手すること。	○以下のとおり、平成17年4月1日付け人事異動において、人事交流を拡大 i) 本庁・社会保険事務局間 a 本庁から社会保険事務局 平成16年度:161人(38事務局) →17年4月1日付け:188人(47事務局) b 社会保険事務局から本庁 平成16年度:32人(23事務局) →17年4月1日付け:51人(38事務局) ii) 社会保険事務局間 平成17年4月1日付けで42人実施(人事交流を17年度中に100人規模で実施予定)